

第 23 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 平成 20 年 9 月 12 日 (金) 16:00 ~ 18:15

2. 場 所 東京商工会議所ビル 4 階 特別会議室 A , B

3. 出席者 (敬称略 , 五十音順)

出席委員 : 飯塚分科会長 (東京大学) , 渡邊 (邦) 幹事 (東京電力) , 浅野 (日本原子力研究開発機構) , 荒木 (原子燃料工業) , 戎崎 (関西電力) , 岡野 (九州電力) , 奥本 (日本原燃) , 倉田 (中部電力) , 小嶋 (日立 GE ニュクリア・エナジー) , 佐藤 (東京海洋大学) , 島田 (日本原子力発電) , 島津 (北海道電力) , 関谷 (発電設備技術検査協会) , 平 (日本製鋼所) , 高橋 (富士電機システムズ) , 谷 (日本原子力技術協会) , 中田 (北陸電力) , 福本 (GNFJ) , 本田 (中国電力) , 三枝 (IHI) , 宮越 (三菱重工) , 棟近 (早稲田大学) , 山本 (東芝) , 結城 (原子力安全・保安院) , 吉永 (電源開発) , 渡辺 (雅明) (原子力安全基盤機構) (計 26 名)

代理委員 : 大谷 (三菱電機 川端代理) , 大西 (四国電力 川西代理) , 佐藤 (東北電力 渡辺 (雅彦) 代理) , 鈴木 (三菱原子燃料 加藤代理) (計 4 名)

欠席委員 : 植松 (三井造船) , 上戸 (原子力安全・保安院) , 福良 (東京電力) (計 3 名)

事務局 : 牧野 , 高須 , 糸田川 , 国則 , 井上 (日本電気協会) (計 5 名)

4. 配付資料

資料 No. 23-1 第 22 回品質保証分科会 議事録 (案)

資料 No. 23-2 原子力規格委員会 品質保証分科会 委員名簿

資料 No. 23-3 原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会 委員名簿

資料 No. 23-4 JEAC4111 新旧比較表

資料 No. 23-5 JEAG4121 新旧比較表

資料 No. 23-6 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」の実効的活動のためのワークショップ (平成 19 年度コース 講習会) [平成 19 年 11 月 12 日] 質問対応【追加分】

資料 No. 23-7 JEAC4111・JEAG4121 質問対応

資料 No. 23-8 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」平成 20 年度コース 講習会 (東京会場 平成 21 年 1 月 26 ~ 27 日 , 大阪会場 平成 21 年 2 月 18 ~ 19 日) の開催について

資料 No. 23-9 原子力規格委員会 HP 上の JEAG4101 廃止に関するコメントについて

参考資料-1 第 21 回 分科会コメント対応 (JEAC4111/JEAG4121 改定関係)

参考資料-2 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」平成 20 年度コース 講習会の開催について

参考資料-3 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」の実効的活動のためのワークショップ (平成 20 年度コース 講習会) の開催について

参考資料-4 第 23 回基本方針策定タスク 議事録

5. 議事

(1) 議事次第と配付資料の確認

事務局より、当日の議事次第と配付資料の確認が行われた。

(2) 代理委員の承認、会議定足数の確認

委員の代理出席者4名が飯塚分科会長より承認され、分科会委員総数33名中出席委員が30名で、委員総数の3分の2以上という議案決議の定足数を満たし、会議が成立することが確認された。

(3) 第22回品質保証分科会議事録について

事務局より、資料No.23-1に基づき、第22回品質保証分科会議事録（案）が紹介され、本内容で正式議事録とすることが全員の賛成で承認された。

(4) 品質保証分科会 新委員候補・退任委員について

事務局より、資料No.23-2に基づき、品質保証分科会の新委員候補・退任委員について紹介があり、本内容で原子力規格委員会に提案することが全員の賛成で承認された。

また、事務局より、資料No.23-3に基づき、品質保証検討会の下記新委員候補・退任委員の紹介があり、新委員候補は全員の賛成で承認された。その後、会議出席者全員の自己紹介があった。

退任委員

久保田和雄(IHI)

芝原啓介(日立 GE ニュークリア・エナジー)

宮越直樹(三菱重工)

伊東謙治(三菱原子燃料)

佐々木規行(日本原燃)

新委員候補

友田和幸(IHI)

三浦克彦(日立 GE ニュークリア・エナジー)

今村 敬(三菱重工)

安倍昌宏(三菱原子燃料)

岸 徹 (日本原燃)

(5) JEAC4111, JEAG4121 改定案の中間報告について

渡邊(邦)幹事より、資料No.23-4および資料No.23-5に基づき、JEAC4111およびJEAG4121改定案の説明があり、審議の結果、それぞれ今回出されたコメントを反映して原子力規格委員会に中間報告することが、全員の賛成で承認された。

なお、次回品質保証分科会後には分科会書面投票が予定されていることも考慮して、10月に予定されているJIS Q 9001, IAEA 基準、ならびに、要求事項及び用語の解説の改定内容を反映したJEAC4111, JEAG4121改定案は、次回分科会前の11月後半に事前配信して、前広に検討することを確認した。

主な質疑応答・コメントは以下のとおり。

JEAC4111(資料No.23-4), JEAG4121(資料No.23-5)両改定案共通

- ・変更理由欄の記載は、 , に続く説明内容は基本的に削除し、その他の内容も章ごとの表現振りを合わせるなど、適切に見直す。
- ・原子力規格委員会では、新旧比較表以外に改定の概要をまとめた資料で説明するのがよい。

JEAC4111(資料No.23-4)改定案

- ・「0.1 規程の適用について」で、原子力発電所以外に核燃料加工施設、再処理施設等も適用対象

となったので、規程のタイトルも「原子力施設における…」に変えるのか。ただし、例えば「4. 原子力発電所の保安活動に関する品質マネジメントシステムモデル」など、逆に今まで原子力施設と記載していた所が、原子力発電所と変更になっているところもある。

→ 正式な適用範囲の記載箇所は「2. 適用範囲」であり、この内容は変更されていない。

→ 今回の改定で追加された、根本原因分析に関する内容の適用対象が現状実用炉のみということもあり、タイトルは「原子力発電所における…」のまま変えない方がよい。

→ 「0.1 規程の適用について」を削除するか、記載を概念的な内容に見直すこととし、タイトルは変えないこととする。

・「0.3.3 解説」でいきなり、「IAEA 基準」という言葉が出てくるが、最初の記載箇所に「(以下、IAEA 基準という。)」と追記するか、もしくは「0.4.2 参考文献」を参照するのがよい。

→ 「0.2 基本的考え方」の中に、「これらを踏まえ、国際原子力機関(IAEA)安全シリーズ No.GS-R-3(2006)「施設及び活動のためのマネジメントシステム」をレビューし…」とあるので、ここに「(以下、IAEA 基準という。)」と追記することを検討する。

・「3.1 原子力安全」中の「発電所で働く人々」という言葉は直訳と思われるので、通常使用する例えば「従事者」という言葉の方がよいのではないか。

→ 「従事者」とすると放射線管理の手続きした人だけが対象になる恐れがあり、IAEA 基準との整合性も考慮し、それ以外の人も含める意味で「発電所で働く人々」という言葉を使うこととする。

・「3.8 直接原因分析」、「3.9 根本原因分析」等の定義は、ここで新しく定義したものか。

→ JNES ガイドラインと統一した用語、定義をここに記載している。

・「7.5.1 業務の管理」の f)業務のリリースの括弧書き「(次工程への引き渡し)」の削除についての解説は JEAG4121 に記載する予定とのことだが、[解説 7.5.1-3]に記載する方が分かりやすいのではないか。

→ リリースについては記載箇所が多いので、[解説 7.5.1-3]に記載する方がよいか、JEAG4121 に書く方がよいかを再検討する。

・附属書のタイトルは、「根本原因分析に関する要求事項」が適切と思われるので修正を検討すること。

→ 修正の方向で検討する。

・附属書 2.2 b)に「No Blame Culture(人を責めない文化)を組織内に根付かせ…」とあるが、責めない文化では問題点を解決できないのでだめだという英学者 James Reason の説もあり、この様にいいきらない方がよいのではないか。

→ IAEA 基準と整合性を図っており、ガイドとして承認されている JEAG4121 でも使っている内容である。あくまでも James Reason という個人の説であるし、James Reason のいう「blame」

と IAEA のいう「blame」は意味が違う。人のやった結果ややり方は責めてよいが、やったことの原因がその人にあると責めるのはよくない。ここで使われている「blame」が、まさにその人を責める意味であることは、前後の文脈からも明白であり、現内容で問題はない。

- ・附属書「5.2 事実の整理」(1)で「人的過誤の場合には・・・ヒューマンファクターの視点で整理すること。」と記載されているが、「ヒューマンファクター」という言葉の使い方が漠然としている。

→原子力安全・保安院の「直接要因に係わる人的過誤についてのガイドライン」との整合性を図り入れたものであるが、3.12 に定義された「人的要因」に変更することを検討する。

JEAG4121(資料 No.23-5)改定案

- ・「図 2.4.1 原子力発電所の品質保証」で、安全文化とコンプライアンスを別のものとして記載しているが、広義の安全文化はコンプライアンスを含むと思われるため、表現を再検討すること。
→検討する。

- ・附属書-2 の「4. 分析チームの決定と計画の策定」(解説)(1)に「「チームの主体」とは、「根本原因分析を行う者」をいう。」とあるが、「根本原因分析を行う者」の意味は広く解釈できるので、「チームにおいて事実上の意志決定ができる、あるいは方針を決める人々」のような表現に変更するよう検討すること。

→規制側の検査で誤解を与えているようであるので、検討する。

- ・「8.5.2 是正処置」(3)の「有効性のレビュー」の【例示】(3)は、再発していなければ有効とも読めるが、有効性のレビューは色々なやり方があるので、他の例示を含めて記載した方が誤解を招かなくてよいのではないか。

→例示はあくまで例示でありこれに限定したものではないことは、例示全般について説明されており、その様な誤解はないと思われる。

- ・[参考 2](2) には「...電気通信大学鈴木和幸教授の開発した「問題点の切り分けのフロー」〔参考 8〕参照)...」とあるが、[参考 8]そのものには同様の記載がないので、出典記載の要否を判断のうえ記載ぶりを合わせることに。

→修正を検討する。

(6) 質問対応について

事務局より、資料 No.23-6 に基づき、昨年 11 月に実施したワークショップ(平成 19 年度コース講習会)での質問対応(追加分)について、また、資料 No.23-7 に基づき、JEAC41111,JEAG4121 質問対応について説明があり、資料 No.23-6 の対応案については原案どおり、資料 No.23-7 の対応案については、承認、同意、レビューといった関与の仕方とエビデンスの残し方を区別して記載する修正を行い回答とすることが、全員の賛成で承認された。なお、対応内容は、規約に基づき原子力規格委員会に報告することが紹介された。

(7) 平成 20 年度コース 講習会の開催案内について

事務局より、資料 No.23-8 に基づき、平成 20 年度コース 講習会に関する開催案内(案)の説明があり、審議の結果、細部については修正の必要があれば適切に行ったうえで発行することが、全員の賛成で承認された。

なお、参考資料-2 および 3 は、既に発行済みのコース およびワークショップの開催案内であるが、コース の基調講演タイトル「ISO とは何か ～2008 年改定を踏まえて～」を昨年度と同じタイトルに変更することとした。

(8) HP 上の JEAG4101 廃止に関するコメントについて

事務局より、資料 No.23-9 に基づき、委員会ホームページ上の廃止規格 JEAG4101 に関する説明をより詳しくする案の説明があり、本内容で、ただし「2. 廃止の概要、経緯等」に記載の DS349 は正式承認となったため GS-G-3.2 と修正して対応することが、全員の賛成により承認された。(分科会開催後、当該規格番号は GS-G-3.5 が正しいことを確認した。)

(9) その他

次回、第 24 回品質保証分科会は平成 20 年 12 月 9 日(火)13:30 から、次々回、第 25 回品質保証分科会は平成 21 年 3 月 4 日(水)13:30 から、ともに日本電気協会 C, D 会議室で開催することとした。

以 上